

模倣品・海賊版対策法案(PRO-IP 法案)、下院本会議を通過

2008年5月10日
JETRO NY 澤井、横田

下院本会議は8日、既に下院司法委員会により承認¹されていた模倣品・海賊版対策法案(HR4279, PRO-IP 法案)²に対する採決を行い、一部修正の上、410対11(棄権12)³の圧倒的賛成多数により同法案を承認した。当初、6日開催の本会議により、審議採決される予定(本法案を含め9本を予定)であったが、他の法案審議に時間を要したため、本法案に関しては主要議員の発言に留まり、採決は8日まで持ち越されていた。

かかる主要議員の発言は、主には前回の司法委員会の発言を改めてなぞるもの⁴。興味深いところでは、「この法案は、8省庁による知財エンフォースメントの取り組みを総括し、国家としての共同戦略計画(National Joint Strategic Plan)を策定しうよう連邦政府のトップレベルに新しい役職を設置」(Conyers 司法委員長(民、ミシガン))、「議会は、知財エンフォースメントを政府の最優先課題に位置づけると共に、次期政権に対しても知財保護の重要性を示す明確かつ超党派的なメッセージを送らなければならない」(Smith 議員(共、テキサス))、「国土安全保障省は国境での模倣品・海賊版の没収に、司法省は知財に係る犯罪を摘発し、特許商標庁は知財保護の重要性を他国に訴えてきたが、それでも不十分。本法により、各省庁による取り組みを総括するための恒久的な役職を設置」(Berman 知財小委委員長(民、カリフォルニア))との発言があった。

本会議に際し、司法省検察官への政治介入に対する現政権の懸念を受け、同法案により新設される米国知的財産執行代表(USIPER)には、個別案件の捜査等に関する各執行機関への指揮、命令権限がないことを明確にした修正が施されたものの、それ以外は表現の微修正のみで大きな変更はない⁵。

下院本会議通過後、ただちに全米製造業者協会(NAM)、コピーライトアライアンス、全米レコード協会(RIAA)等が歓迎の意を表す⁶など、本法案に対する米産業界からの支持の高さがわかる。

他方、法案に反対票を投じた議員の中には、司法委知財小委所属の Boucher 議員(民、バージニア)や Lofgren 議員(民、カリフォルニア)などがおり、これまでの小委や司

¹ [080430【米国 IP 情報】 包括的模倣品・海賊版対策法案\(PRO-IP 法案\)、下院司法委を通過](#) 参照

² [Prioritizing Resources and Organization for Intellectual Property Act of 2008 \(HR4279\) 071207【米国 IP 情報】 下院が包括的な模倣品対策法案 \(HR4279\) を上程](#) 参照

³ 投票結果の詳細は <http://clerk.house.gov/evs/2008/roll300.xml> を参照

⁴ 脚注1を参照

⁵ 下院本会議を通過した法案は、[こちら](#)を参照

⁶ [全米製造業者協会 \(NAM\)](#)、[コピーライトアライアンス](#)、[全米レコード協会 \(RIAA\)](#) は下院通過と同日付で法案通過を歓迎するコメントを発表。

法委での発言から、本法案による刑事罰強化により、合法的に著作権を利用する市民にまで不安と脅威を与えるおそれがあることに懸念を示しているものと思われる。また、一部報道によれば、本法案によりホワイトハウスに設置されることとなる米国知的財産執行代表部に対し、依然として司法省が難色を示していることから、上院での審議が円滑に行くかどうかは予断を許さないとされている。

<下院本会議を通過した PRO-IP 法案(HR4279)の概要>

1. 当初法案からの主な修正事項

- ・ 編集及び二次的著作物に関する法定損害賠償規定の強化を定めた法案 104 条を削除。(知財小委、司法委の承認時に修正)
- ・ 知財アタッシュェを「10 名」から「少なくとも 10 名」という表現に変更しつつ、その任命を法律の施行から 2 年以内に行うことと明記。(下院本会議提出の際に修正)
- ・ 新設される米国知的財産執行代表(USIPER)ポストのランク(特命全権大使(Ambassador Extraordinary and Plenipotentiary))の文言を削除。(法案 301 条。下院本会議提出の際に修正)
- ・ USIPER に、個別案件の捜査等に関する各執行機関への指揮、命令権限がないことの確認規定を追加。(法案 301 条。本会議通過時に修正)

2. 法案の概要

- 著作権及び商標権侵害に関する民事・刑事規定の強化
 - ・ 著作権侵害の差押え対象に、侵害に関わる物の製造・販売・受領を記録した文書も含むよう追加規定。(法案 103 条)
 - ・ 商標権の故意侵害における三倍賠償規定を強化するとともに、法定賠償額を現行の二倍に引き上げる。(法案 104、105 条)
 - ・ 著作権法及び連邦商標法に模倣品・海賊版の輸出行為の禁止規定を明文化する。(法案 106、107 条)
 - ・ 模倣品・海賊版の差押え・破棄に関する各刑事手続条項⁷の整合性をとる。(法案 202 条)
 - ・ 模倣品取引行為の刑事罰規定に関して、身体及び生命に重大な危険をもたらす犯罪の量刑を引き上げる。(法案 204 条)
- 国内外における知的財産のエンフォースメント(執行)強化のための米国知的財産執行代表部(USIPER)の設置
 - ・ 大統領府に米国知的財産執行代表(U.S. Intellectual Property Enforcement Representative)ポストを新設。同代表は大統領により任命される(上院の助言と承認が必要)。代表部は大統領府に設置。(法案 301 条)

⁷ 18USC § 2318、2319、2319A、2319B の各規定

- ・ 同代表を議長とし、関係省庁⁸高官が委員を努める知的財産執行諮問委員会 (advisory committee)を設置する。(法案 301 条)
 - ・ 3 年毎に模倣品・海賊版対策の共同戦略プラン(Joint Strategic Plan)を策定⁹。毎年年末までに代表部の活動報告書を作成し大統領及び議会へ提出する。(法案 321、322 条)
 - ・ NIPLECC を廃止する。(法案 323 条)
- 模倣品・海賊版対策において、諸外国と協力して活動する知財アタッシェ (intellectual property attaches)を任命
- ・ 現行の中国、インド等の米国大使館に派遣されている知財アタッシェを新たに少なくとも 10 名追加する。新たな知財アタッシェの任命は法律の施行から 2 年以内に特許商標庁 (USPTO) 長官が行う。(法案 401 条)
 - ・ 商務省監察総監は、知財アタッシェの活動等を毎年監査し、下院司法委員会及び上院に報告する。(法案 404 条)
- 知的財産法のエンフォースメント(執行)向上を図るため司法省内に恒常的な知的財産部局を創設
- ・ 司法省内に知的財産エンフォースメントに関する専門部局 (Intellectual Property Enforcement Division)を創設。Criminal Division 内のコンピュータ犯罪及び知的財産セクション (CCIPS) の機能を移管する。Intellectual Property Enforcement Division の長 (IP Officer) は知的財産執行諮問委員会のメンバーとする。(法案 501 条)
- 知的財産法のエンフォースメント(執行)向上を図るため、地方の法執行に関する助成金の交付や調査・起訴手続の人材強化等、司法省に追加的リソースを付与
- ・ 州政府に対する知的財産エンフォースメントのための助成金 (08-12 年まで毎年度 2500 万ドル) の交付を規定。(法案 511 条)
 - ・ コンピュータ・ハッキング及び知的財産 (CHIP) ユニット¹⁰のリソースを強化する。(法案 512 条)
 - ・ 知的財産に関する刑事事件において海外の法執行機関とのリエゾン機能等を果たす国際知的財産法執行調整官 (International Intellectual Property Law Enforcement Coordinator) を最も効果的な国等へ 5 名配置する。(法案 521 条)

(了)

⁸ 関係省庁は、(A)司法省、(B)米国特許商標庁及び商務省関係部局、(C)米国通商代表部、(D)国務省、(E)国土安全保障省、(F)米国国際貿易委員会、(G)食品医薬品局、(H)米国著作権局等(規定掲載順)。

⁹ USIPER の責務として、共同戦略プランの作成とその履行促進の他、知財エンフォースメント政策に係る大統領への助言、USTR が行う知財エンフォースメントに係る国際交渉や他国の監視の補佐、省庁横断的な調整、大統領・議会への報告義務などが規定されている。(法案 301 条(c)(1))

¹⁰ コンピュータ犯罪や知的財産事件の集中する地域(カリフォルニア、ニューヨーク等)において、こうした事件を専門に扱うために設置されたユニット(<http://www.usdoj.gov/criminal/cybercrime/chipfact.htm>)